

## 石綿による健康被害の救済に関する法律第10条及び第24条に基づく 中央環境審議会からの意見聴取の手続について (案)

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項及び第24条第2項の規定に基づき環境大臣が中央環境審議会の意見を聴くこととされている事項<sup>\*注</sup>については、「中央環境審議会石綿健康被害判定部会の小委員会の設置について」（平成18年月日石綿健康被害判定部会決定）において、石綿健康被害判定小委員会の決議を、部会長の同意を得て部会の決議とするとことができるとされているところであるが、その運用・手続を以下のとおりとする。

### I. 諒問・答申手続を行わない範囲

第10条第2項及び第24条第2項の規定に基づき環境大臣が中央環境審議会の意見を聴くこととされている事項については、迅速に処理する必要があることから、諒問・答申の手続を経ることなく、関連資料に基づき石綿健康被害判定小委員会において審議を行うことにより意見を述べることとする。

### II. 石綿健康被害判定部会長の同意を得る手続

石綿健康被害判定小委員会で審議される事項については、あらかじめ部会長の包括的な同意を得ることをもって、石綿健康被害判定小委員会の決議を石綿健康被害判定部会の決議とする。ただし、部会長が必要と認める場合には、その都度、部会長の同意を得るものとする。

\*注：法第10条第2項及び第24条第2項の規定に基づき環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて医学的な判定を行うこととされている事項

- ・ 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定（法第4条関係）
- ・ 認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、死亡した者の配偶者等の申請に基づき行う、死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定（法第5条関係）
- ・ 認定（認定の更新の場合を含む）に当たり、認定を受けた者の指定疾病が政令で定める有効期間の満了前に治る見込みが少ないと認める場合の有効期間の設定（法第6条関係）
- ・ 指定疾病が認定の有効期間の満了後においても継続すると認めるときの認定の更新（法第7条及び第8条関係）
- ・ 指定疾病が治ったと認めるときの認定の取消し（法第9条関係）
- ・ 認定を受けた者が指定疾病に起因して死亡したときの葬祭料の支給（法第19条関係）
- ・ 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、指定疾病に起因して施行日前に施行した者の遺族が特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を受ける権利の認定（法第22条関係）

(参考)

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)

第十条 機構は、認定、第五条第一項の規定による決定、第六条第二項（第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による有効期間の設定、第七条第二項及び第八条第二項の規定による認定の更新並びに前条の規定による認定の取消しを行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による判定の申出があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。

第二十四条 機構は、第十九条第一項の規定による葬祭料の支給及び第二十二条第一項の規定による認定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出ることができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定による判定の申出があった場合について準用する。